

令和7年度地球にやさしい企業表彰 実施要領

1 目的

茨城県地球環境保全行動条例に基づき、環境マネジメントなどの地球環境保全行動に取り組み、その成果が顕著である企業等を表彰することにより、今後のさらなる取組を奨励するとともに、他の企業等の模範として地球環境保全行動の一層の推進に資することを目的とする。

2 表彰者

茨城県知事

3 表彰の対象

次に掲げる部門ごとに、その成果が顕著であり、今後のさらなる取組が期待でき、他の模範となると認められる企業等

- (1) 環境マネジメント部門
- (2) 環境パートナーシップ部門
- (3) 環境プロジェクト部門（建築物以外）
- (4) 環境プロジェクト部門（建築物）

4 表彰件数

部門ごとに3件程度とする。ただし、環境プロジェクト部門（建築物以外）と環境プロジェクト部門（建築物）は、併せて3件程度とする。

5 表彰の方法

表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

6 表彰の時期

令和8年3月（予定）

7 表彰の手続き

- (1) 推薦機関は、地球にやさしい企業表彰推薦調書を茨城県県民生活環境部長あてに提出する。
- (2) 県民生活環境部長は、推薦があった者につき、別に定める審査会の審査結果を踏まえて、表彰者を決定する。
- (3) 審査結果は、県から推薦機関に連絡するので、推薦があった者への当該審査結果の連絡は、推薦機関が行う。